

社会福祉法人敬愛会（介護予防）短期入所生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬愛会（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防短期）入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・ケアワーカー等（以下「介護職員等」という。）が、（要支援）要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「生活介護」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人敬愛会
- 2 所在地 神奈川県大和市福田1551番地
- 3 定員 10名（但し、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム敬愛の園に空ベッドが生じた場合、それを使用することができる）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤兼務） 施設長 1名
資格（介護福祉士・介護支援専門員）
管理者は、事業所の介護職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名以上（常勤兼務）
資格（社会福祉主事・介護福祉士・介護支援専門員）
生活相談員は、利用者の入退所業務、施設サービス計画の作成等を行うとともに、自らも施設サービスの提供にあたる。
- 3 医師 1名（嘱託兼務）
医師は、利用者の健康管理に当たる。
- 4 看護職員 4名以上（常勤換算法）
看護職員等は、利用者の健康管理に当たる。
- 5 介護職員等 ケアワーカー 28名以上（常勤換算法・兼務）
資格（介護福祉士等）

介護職員等は、施設サービスの介護等の提供に当たる。

- 6 管理栄養士又は栄養士 1名以上（常勤兼務）
管理栄養士は、食事の提供に当たり、バランスの良い、栄養価を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。
- 7 機能訓練指導員 1名（非常勤兼務）
資格（理学療法士）
機能訓練指導員は、要介護者の機能訓練に当たる。
- 8 運転手兼ケアワーカー 2名以上（非常勤兼務）
運転手は、利用者の外出、通院介助等を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 1年365日年中無休
- 2 営業時間 24時間
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 生活介護の内容は次のとおりとし、生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、市区町村が決定した自己負担割合に応じ、その1～3割の額とする。

- 2 食事・入浴・排泄・機能訓練等の介護
- 3 生活介護の送迎
- 4 食材料費は別表1のとおり。
- 5 前各号に掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

（緊急時における対応方法）

第7条 介護職員は、生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第8条 施設は、非常災害に関する具体的計画（消防計画・風水害・地震等）を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 利用者は、施設が別に定める防災管理規程に従い、施設の防災対策に協力しなければならない。

（緊急対応時）

第9条 施設は要介護者が火災等の災害により緊急対応を必要とする事態が生じたときは、利用者

に対して必要な措置を講ずる。

(身体拘束等の禁止)

第10条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を活用し、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を活用し、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第14条 通常の送迎の実施地域は、大和市全域、藤沢市長後、高倉、綾瀬市本蓼川、上土棚、上土棚南一丁目から五丁目、上土棚北一丁目から五丁目、横浜市泉区上飯田町とする。

(サービスの利用における留意事項)

第15条 サービスの利用にあたっての留意事項は、別表2のとおりとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 介護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護職員等と雇用契約の内容とする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

令和3年4月1日 改定

令和3年7月31日 改定

令和4年6月1日 改定

令和4年9月1日 改定

令和6年3月1日 改定